○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

四国地方整備局長　川崎　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
市三好市山城町西宇小歩道の下二番三まで	後前	一一	一四・二メートル 七五・六メートル 二・九メートル	〇〇・キロメートル 〇・一一二メートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

四国地方整備局長　川崎　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後	敷地の幅員	延長	備考
井一西条市小松 字八条新屋敷 保五市小松 田番地 甲五町 四か新 〇ら同屋敷 三番市学 一小松宮原 ま松宮原 で町安中	前 後 ・B・A ・D・C	二二・七・八〇〇メートル 二二・五・五〇〇メートル 二二・七・八〇〇メートル 二二・五・五〇〇メートル	六・四メートル 四・五メートル 六・二メートル 二・〇メートル	区にび上分表D記A いすは、・ うる関B・ 。敷係C 地図C の面及

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年九州地方整備局告示第三十八号大川都市計画道路事業

三・三・十号堤上野線、三・四・二号小保酒見線、三・五・三号若津新茶屋線及び三・六・七号小保若津港線

三　事業施行期間　自平成十六年三月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６３９号

横浜市泉区上飯田町2048番地

債務者　株式会社小曲興業

代表者代表取締役　小曲　　昇

1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石井　晋一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７２号

埼玉県所沢市大字上山口1728番地の17

債務者　有限会社ビバシャス

代表者取締役　田中　英貴

1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前11時30分

さいたま地方裁判所三越支部

平成２４年（フ）第３６号

徳島県阿南市橘町大浦19番地20

債務者　有限会社中川モータース

代表者代表取締役　中川　　正

1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前11時30分

徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第６４６５号

大阪市住之江区泉２丁目１番92号

債務者　株式会社大毎運送

代表者代表取締役　竹中　和彦

1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂東　功一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４５８号

大阪府東大阪市川俣１丁目19番26号

債務者　奈良谷口株式会社

代表者代表取締役　吉村　保之

1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松本　洋介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４号

群馬県多野郡神流町大字魚尾137番地の２

債務者　群一建設株式会社

代表者代表取締役　井上　　進

1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田島　敏之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前11時

前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１５５号

福岡市博多区千代５丁目３番30号

債務者　九州金物株式会社

代表者代表取締役　西尾健太郎

1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　熊谷　雅弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７９号

名古屋市西区名駅２丁目４番３号

債務者　有限会社ランドテック

代表者代表取締役　小林　浩二

1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　樅木　良一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時15分

名古屋地方裁判所民事第２部